

VIII その他

1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

区 分			平成30年度			平成31年度			令和2年度		
			金 額	構成比	前年度比	金 額	構成比	前年度比	金 額	構成比	前年度比
市 税 (A)			4,850,824	78.06	103.76	4,758,447	78.08	98.70	4,622,194	78.31	95.82
個 人 道 民 税 (B)			1,363,536	21.94	107.60	1,335,725	21.92	100.57	1,279,921	21.69	96.94
合 計 (C)			6,214,360	100.00	104.58	6,094,172	100.00	99.10	5,902,115	100.00	96.06
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	61,738	43.84	103.67	59,164	39.49	98.12	55,724	40.93	91.82
		諸 手 当	35,516	25.22	101.53	34,146	22.79	89.32	34,994	25.71	98.66
		そ の 他	21,202	15.06	107.52	19,711	13.15	101.98	23,610	17.34	115.20
		小 計	118,456	84.12	103.68	113,021	75.43	95.90	114,328	83.98	98.01
	需 用 費	旅 費	897	0.64	123.38	839	0.56	97.22	654	0.48	63.13
		賃 金	4,389	3.12	102.62	4,325	2.89	101.43	0	0.00	0.00
		そ の 他	16,902	12.00	97.54	31,478	21.01	99.65	21,149	15.54	99.93
		小 計	22,188	15.76	99.35	36,642	24.45	99.80	21,803	16.02	82.18
	そ の 他	報奨金及びこれに類する経費	0	0.00	－	0	0.00	－	0	0.00	－
		そ の 他	172	0.12	1720.00	175	0.12	406.98	0	0.00	0.00
		小 計	172	0.12	1720.00	175	0.12	406.98	0	0.00	0.00
	合 計 (D)			140,816	100.00	103.09	149,838	100.00	96.91	136,131	100.00
道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務者数を基準とした金額		54,810	100.00	98.99	54,510	100.00	98.53	54,489	100.00	98.63
	報奨金の額に相当する金額		2	0.00	33.33	1	0.00	100.00	0	0.00	0.00
	合 計 (E)		54,812	100.00	98.98	54,511	100.00	98.53	54,489	100.00	98.62
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)			86,004		105.90	95,327		96.01	81,642		92.76
税 収 入 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	市税及び個人道民税に対する割合 (D)/(C)		2.27			2.46			2.31		
	市税に対する割合 (F)/(A)		1.77			2.00			1.77		
徴 税 吏 員 数			21			20			20		

※各年課税状況調より

2. 市税現行税率等一覧 - 1 -

区分	課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
市 民 税	個人	1月1日	均等割 3,500円 所得割 6%	市民税の申告 3月16日 ※4月15日まで延長 給与支払報告書 1月31日	＜普通徴収＞ 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 11月 1日 第4期 12月27日 ＜特別徴収＞ 徴収月:6月～翌年5月 納期限:徴収月の翌月10日
	法人		＜均等割＞ ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で 市内に有する事務所、事業所又は寮などの従 業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人 で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下 である法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下 である法人で従業者数の合計数が50人を超え るもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超える もの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超える超え るもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業 者数の合計数が50人を超える超えるもの 年額 3,600,000円 ＜法人税割＞ 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割りのみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割りのみは 5月1日
	固定資産税	1月1日	1.4% (免税点) ・土地 30万円 ・家屋 20万円 ・償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 8月 2日 第3期 9月30日 第4期 11月30日
都市計画税	(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋の所有者	1月1日	0.3% (免税点) ・固定資産税が免税点となるもの		固定資産税と同じ

2. 市税現行税率等一覧 ー2ー

区 分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
軽自動車税種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日	1) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 2) 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上 のもの 乗用のもので営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物用のもので営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 4) 二輪の小型自動車 6,000円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 5月31日
環境 自 性 動 車 割 税	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		
た ば こ 税	(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		R2.4.1現在 5,692円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特 別 土 地 保 有 税	(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の 1.4% 取得・・・土地取得価格の 3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より 当分の間、課税停止
入 湯 税	(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1) 年齢12歳未満のもの (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者 (3) 療養のため引続き7日以上滞在して 入湯する者 (4) 修学旅行の生徒及び引率の教員 (5) 日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で 貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%		交付期限 6月30日